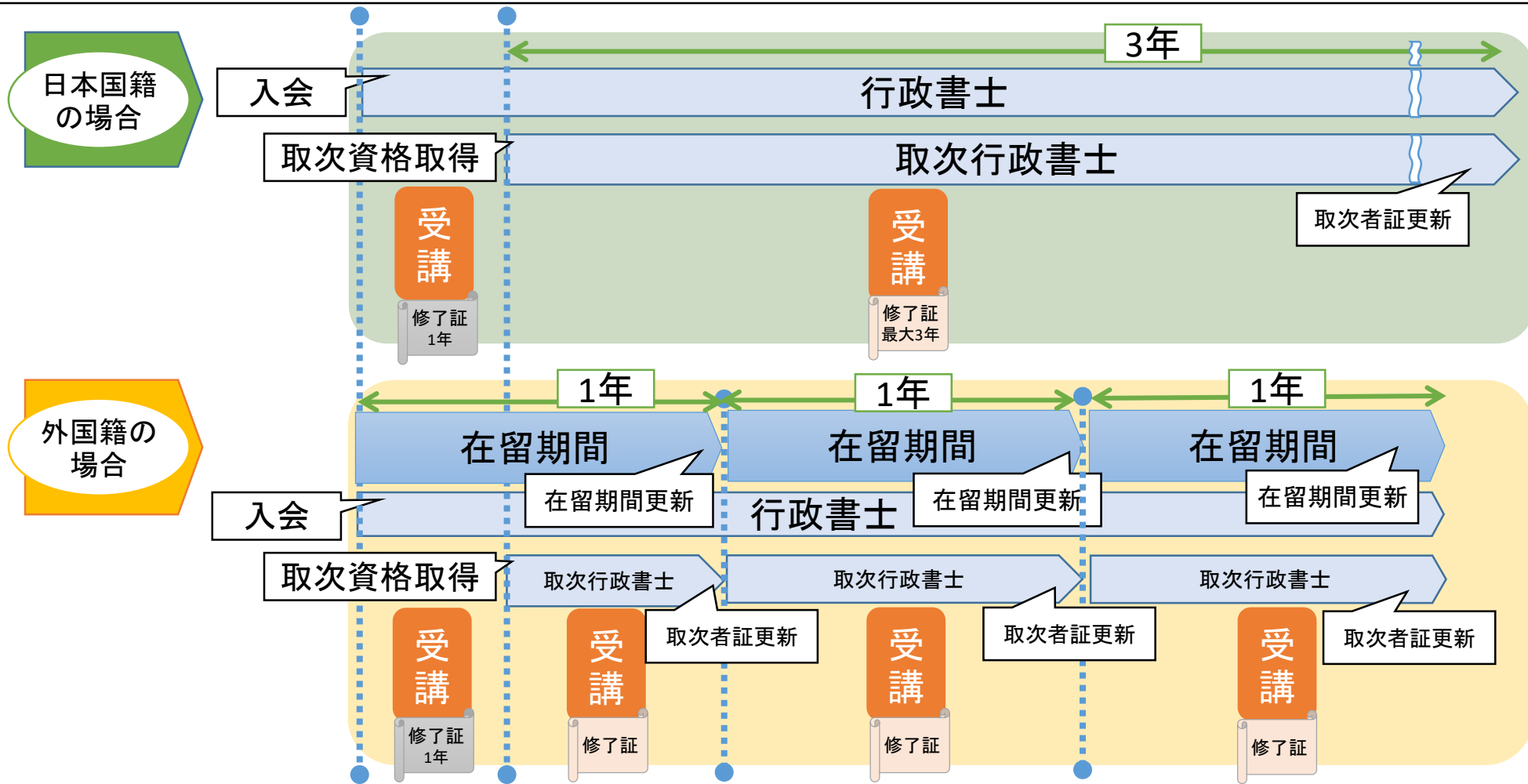


# 一部の外国籍等の申請取次行政書士の取次者証と更新について

「届出済証明書」の有効期限は、証明書発行の日の3年後の当月末とする。ただし、当該者が外国人の場合、その有効期限は、その者の有する在留期間内に限る。（『入国在留審査要領』第2編第5節）



【問題の所在】 現在の取扱いに関する文言を厳格に適用すると、一部の外国籍の取次行政書士は、在留期間が1年の場合、日本国籍の行政書士の3倍の受講義務が課されてしまう。

# 一部の外国籍等の申請取次行政書士の取次者証と更新について(改定後)

【改善案】実務研修にて交付する修了証の有効期間を一律3年間とする扱いができれば、国籍に関わらず受講頻度が均等になり、かつ能力担保上も問題は生じない。

